

直営・契約保養所

軽井沢と箱根の直営保養所（ラ・サレー）2か所のほか、宿泊費用の一部を補助する契約保養所を全国に設けています。

都道府県	施設名	都道府県	施設名	都道府県	施設名	都道府県	施設名
北海道	ホテル 鹿の湯	埼玉県	亀の井ホテル長瀬寄居	静岡県	亀の井ホテル熱海	兵庫県	山崎旅館Q 中門前屋
	休暇村 支笏湖		休暇村 館山		亀の井ホテル伊豆高原		フォレストステーション波賀
	ラピスタ阿寒川		亀の井ホテル九十九里		亀の井ホテル焼津		伊沢の里
	ラピスタ大雪山		亀の井ホテル鴨川		休暇村 伊良湖		亀の井ホテル有馬
岩手県	休暇村 岩手網張温泉	東京都	亀の井ホテル青梅	愛知県	休暇村 茶臼山高原	鳥取県	亀の井ホテル赤穂
	休暇村 陸中宮古		ラ・サレー箱根※		亀の井ホテル知多美浜		亀の井ホテル淡路島
	亀の井ホテル関		ラ・サレー軽井沢※	福井県	休暇村 越前三国	岡山県	休暇村 奥大山
秋田県	休暇村 乳頭温泉郷	長野県	休暇村 乗鞍高原		亀の井ホテル福井		休暇村 蒜山高原
	鳴子温泉 湯元 吉祥		休暇村 リトリート安曇野ホテル	石川県	休暇村 能登千里浜	広島県	休暇村 大久野島
宮城県	休暇村 気仙沼大島		ペンション リンデンハット		湯元 榊原館		休暇村 帝釈峡
	篝火の湯 緑水亭		ペンション アリスの泉	三重県	亀の井ホテル鳥羽	山口県	亀の井ホテルせとうち光
山形県	休暇村 庄内羽黒		癒しの森の宿（9施設）		京都府 京都 梅小路 花伝抄		休暇村 讃岐五色台
	休暇村 裏磐梯		ガトーキングダム小海	大阪府	亀の井ホテル富田林	香川県	亀の井ホテル観音寺
茨城県	亀の井ホテル大洗		ロッジ上天気		休暇村 近江八幡	愛媛県	休暇村 瀬戸内東予
	亀の井ホテル潮来		旅館 やまかの湯	滋賀県	亀の井ホテル彦根		亀の井ホテル高知
栃木県	休暇村 那須		池の平ホテル		亀の井ホテル大和平群	福岡県	休暇村 志賀島
	ウェルネスの森 那須	新潟県	ホテル 泉慶	奈良県	亀の井ホテル奈良		グリーンピア八女
	休暇村 日光湯元		休暇村 妙高		休暇村 紀州加太		亀の井ホテル玄界灘
	亀の井ホテル塩原	静岡県	ホテル 伊東ガーデン	和歌山県	休暇村 南紀勝浦		亀の井ホテル柳川
	亀の井ホテル喜連川		休暇村 南伊豆		亀の井ホテル紀州田辺	熊本県	休暇村 南阿蘇
群馬県	休暇村 嬉恋鹿沢		休暇村 富士	兵庫県	休暇村 竹野海岸		亀の井ホテル阿蘇
	如心の里 ひびき野		おおとり荘		ねぎや 陵楓閣	鹿児島県	休暇村 指宿
埼玉県	休暇村 奥武蔵		杜の湯 きらの里		休暇村 南淡路		



ホームページ

保険給付の手続きや各種保健事業のサービスについて詳しくご説明しています。また、iBssに登録すると、医療費の確認などができます。

広報誌HOKEN

年4回広報誌HOKENを発行しています。健康情報や事業所の健康づくり活動の紹介、保養所周辺のスポットの紹介など、様々な情報を掲載しています。



事業概況

概要

【設立】大正15年12月20日（1926年）
【代表者】理事長 奥村 英雄

規模（2025年1月末現在）

【加入事業所数】81事業所
【加入者数】被保険者数 41,564人
被扶養者数 29,371人
（扶養率0.71）

保険料率

【健康保険】事業主負担 5.27%
被保険者負担 4.23%
合計 9.50%
【介護保険】介護保険料率 1.76%

議員・理事

組合会議員 56名
理事 24名

直営施設

診療所 48カ所
保養所 2カ所

TOPPAN グループ健康保険組合

〒110-8560 東京都台東区台東1-5-1
TEL:03 (3835) 6700(代)

TOPPAN健保

検索



第46回フォトコンテスト入賞作品「桜の下でゴロゴロ最高！」

健康で豊かな 未来のために

TOPPANグループ健康保険組合のご案内





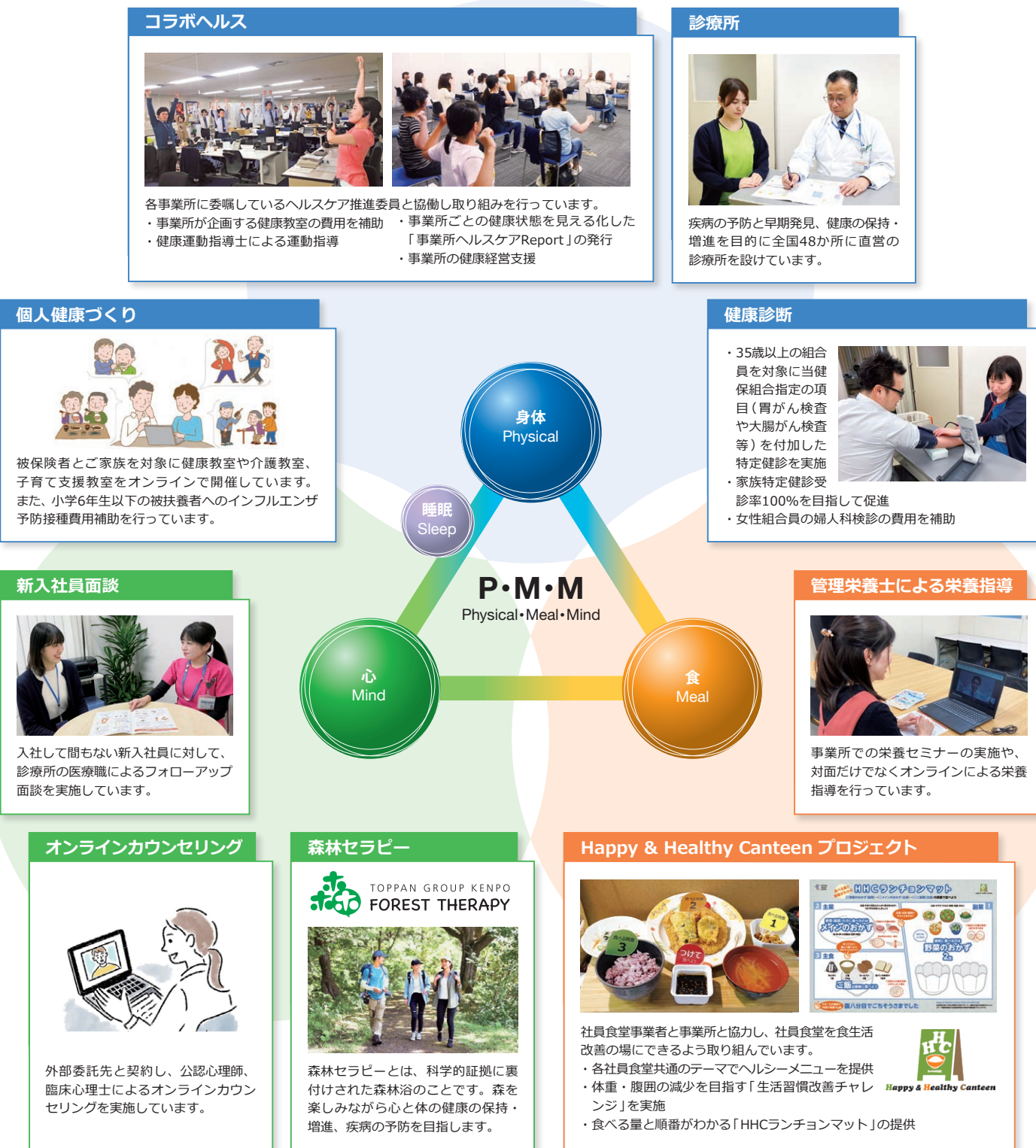
健康で豊かな未来のために

TOPPANグループ健康保険組合は、大正15年の健康保険法の施行とともに設立された、日本で最も歴史の古い健康保険組合のひとつです。設立以来、母体事業所の発展にともない健康保険組合の規模も拡大し、現在では約7万人の加入者を擁する大規模な組合となりました。その間、多彩な保健事業の充実をはかり、数多くの直営診療所を運営するなど、他の健康保険組合にない特徴を持った事業運営を推進してまいりました。

わたしたちは、今後も事業主や組合員の皆さんと知恵を出し合いながら、一致協力して健康保険組合事業の一層の充実に取り組んでまいります。

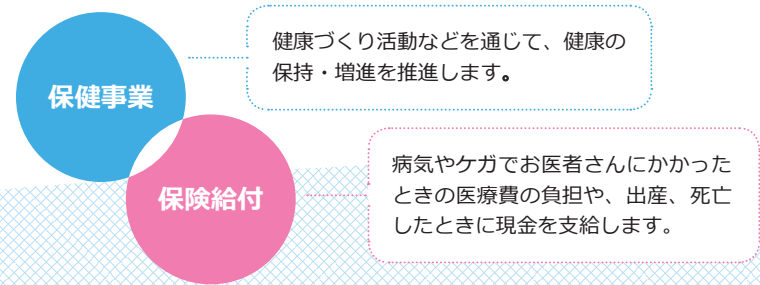
保健事業

■ 主な取り組み



■ 健康保険組合のしごと

毎日の暮らしにおいて自分や家族がケガをしたり、病気になったりしたときの治療費や生活費の問題は重大なことです。健康保険組合ではこのような場合に備えて**保健事業**と、**保険給付**という2つのしごとをしています。



保険給付

■ 主な保険給付

当健康保険組合では、被保険者（本人）や被扶養者（家族）の皆さんが病気やケガをしたときに、健康保険法で定められた「法定給付」に加え、当健康保険組合独自の「付加給付」を上積みして支給しています。

	内 容	法定給付 （法律で定められている給付）	付加給付 （当健康保険組合独自の給付）
病気や ケガ	治療を受けるとき	療養の給付 医療費の7割（小学校入学前までは8割）	一部負担還元金（本人） 家族療養費付加金（家族） 1件（1人1ヶ月1医療機関、入院・通院別）につき、高額療養費を除いた自己負担額から30,000円（標準報酬月額53万円以上の方は35,000円）を控除した額（1,000円未満切り捨て）
	立て替え払いしたとき （治療用装具等）	療養費 一定基準の7割（小学校入学前までは8割）	
	脳卒中、難病、重度障害、 末期ガンなどで 在宅看護が必要なとき	訪問看護療養費 基準額の7割（小学校入学前までは8割）	訪問看護療養費付加金（本人） 家族訪問看護療養費付加金（家族） 1件（1人1ヶ月1訪問看護ステーション）につき、高額療養費を除いた自己負担額から30,000円（標準報酬月額53万円以上の方は35,000円）を控除した額（1,000円未満切り捨て）
	高額な医療費がかかったとき	高額療養費 1ヶ月間の医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額（世帯合算などの負担軽減措置もある）	合算高額療養費付加金 世帯負担額の合計額から1人につき、高額療養費を除いた自己負担額から30,000円（標準報酬月額53万円以上の方は35,000円）を控除した額（1,000円未満切り捨て）
	業務外での病気やケガで 会社を休み、その間の 給与が受けられないとき	高額介護合算療養費 1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が定められた金額を超えたとき、その超えた額を医療、介護の比率に応じて按分した額	傷病手当金付加金 休業1日につき傷病手当金の基礎となる日額の8割から傷病手当金の額を控除した額を 通算して1年6ヶ月間支給
	入院したときの食事代	入院時食事療養費 1日3食を限度に1食につき490円を超えた額	
出産	緊急その他やむを得ない 理由により移送されたとき	移送費 最も合理的な経路を元に算定された額	
	出産のため会社を休み、そ の間の給与が受けられない とき	出産手当金（本人のみ） 休業1日につき出産手当金の基礎となる日額の3分の2を産前42日間（多児98日間・予定日より出産が遅れた場合はその間も給付）産後56日間支給	
	妊娠4ヶ月（85日）以上で 出産したとき	出産育児一時金 1児につき500,000円 ※産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円	
死亡	死亡したとき	埋葬料（費） 50,000円	

■ 医療費支払いのしくみ

